

○ 在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○ 在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省・自治省令第一号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

別表	改 正 後	地域	領事官	管轄区域
		アジア	(略)	(略)
大洋州	在オーストラリア日本 国大使	在シドニー日本国総領 事	オーストラリア連邦（ニューサウス・ ウエールズ州（ウエディン、カウラ、 ヤング、グレートターヒューム、オーボ リ、ジュニー、ワツガワツガ、タンバ ランバ、トユーマト、アッパークラ ン、ゴーパーンモウワリー、シヨール ヘーバン、ユーロボダラ、ビガバレー 、ボンバーラ、スノーウイリバー、ク ーマ・モナロ、ヤスバレー、パレラン 、クータマンダラ、クインビアンシテ イ、ガンダガイ、ブルワ及びハーデー ンの各郡の区域を除く。）、北部特別 地域及びオーストラリアの属地の区域 に限る。）	オーストラリア連邦（ニューサウス・ ウエールズ州（ウエディン、カウラ、 ヤング、グレートターヒューム、オーボ リ、ジュニー、ワツガワツガ、タンバ ランバ、トユーマト、アッパークラ ン、ゴーパーンモウワリー、シヨール ヘーバン、ユーロボダラ、ビガバレー 、ボンバーラ、スノーウイリバー、ク ーマ・モナロ、ヤスバレー、パレラン 、クータマンダラ、クインビアンシテ イ、ガンダガイ、ブルワ及びハーデー ンの各郡の区域を除く。）、北部特別 地域及びオーストラリアの属地の区域 に限る。）
別表	改 正 前	地域	領事官	管轄区域
(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)

在パース日本国総領事	フランス共和国領ニューカレドニア
在ブリスベン日本国総領事	オーストラリア連邦（西オーストラリア州の区域に限る。）
在メルボルン日本国総領事	オーストラリア連邦（クインズランド州の区域に限る。）
在キリバス日本国大使	オーストラリア連邦（ビクトリア州、南オーストラリア州及びタスマニア州の区域に限る。）
在クック日本国大使	キリバス共和国
在サモア日本国大使	クック諸島
在ソロモン日本国大使	サモア独立国
在ツバル日本国大使	ソロモン諸島
在トンガ日本国大使	ツバル
在ナウル日本国大使	トンガ王国
在ニュージージーランド日本国大使	ナウル共和国
在オークランド日本国総領事	ニュージージーランド（在オークランド日本国総領事の管轄区域を除く。）
在バヌアツ日本国大使	ニュージージーランド（北島のワイトモ、ルアペフ、タウポ、ワカタネ及びオポティキの各地区以北の地域に限る。）
在パプアニューギニア日本国大使	バヌアツ共和国
在パラオ日本国大使	パプアニューギニア独立国
在フィジー日本国大使	パラオ共和国
	フィジー諸島共和国
	フランス共和国領ワリス・フテユナ諸

	(削る)				
	(削る)	(略)	在デュッセルドルフ日本国総領事	在デュッセルドルフ日本国総領事	
	(削る)	(略)	ドイツ連邦共和国（ノルトライン・ヴェストファーレン州の区域に限る。）	ドイツ連邦共和国（ノルトライン・ヴェストファーレン州の区域に限る。）	ンデンブルク州、メクレンブルク・フ オアポンメルン州、ザクセン州、ザク セン・アンハルト州及びテューリンゲ ン州の区域に限る。）
		大洋州			
			在オーストラリア日本国大使	在デュッセルドルフ日本国総領事	
			在シドニー日本国総領事		
		(略)	オーストラリア連邦（在シドニー、在 パース、在ブリスベン及び在メルボル ンの各日本国総領事の管轄区域を除く 。）	ドイツ連邦共和国（ノルトライン・ヴ エストファーレン州の区域に限る。）	フ、在フランクフルト及び在ミュンヘ ンの各日本国総領事の管轄区域を除く 。）
			オーストラリア連邦（ニューサウス・ ウェールズ州（ウエディン、カウラ、 ヤング、グレートヒューム、オーボ リ、ジュニー、ワツガワツガ、タンバ ランバ、トユーマト、アツパーラクラ ン、ゴーパーンモウワーリー、シヨール ヘーバン、ユーロボダラ、ビガバレー 、ボンバーラ、スノーウイリバー、ク ーマ・モナロ、ヤスバレー、パレラン 、クータマンダラ、クインビアンシテ イ、ガンダガイ、ブルワ及びハーディ		

